

金沢地方裁判所委員会（第33回）

1 開催日時

令和元年6月11日（火）午後3時00分～午後5時00分

2 開催場所

金沢地方裁判所大会議室

3 出席者

（地方裁判所委員）

茜栄成委員，鵜浦雅志委員，加島滋人委員，中村清委員，西川嘉一委員，新田陽子委員，萩本修委員長，二木克明委員，森脇尚史委員，若松典子委員（五十音順）

（説明担当者）

大村刑事部総括裁判官，千葉裁判官，横井民事首席書記官，岡林刑事首席書記官，原田刑事次席書記官，神谷地裁事務局長，齊藤家裁総務課長

（事務担当者）

赤尾地裁総務課課長補佐，稲田家裁総務課課長補佐，山腰地裁総務課庶務係長

4 意見交換のテーマ

裁判員制度10周年を迎えて（裁判員制度の運用状況と課題）

5 進行

(1) 新任委員自己紹介

(2) 裁判所からの概要説明

(3) 意見交換

発言の要旨は別紙のとおり

(4) 次回の意見交換テーマ

未定

(5) 次回開催日時

未定

(別紙)

意見交換における主な発言の要旨

【委員長】

前提として、委員自身や委員の勤務先の従業員等で裁判員を務めたことがあるという方がいたら、紹介願いたい。

【委員】

私の勤務先の事務員が裁判員候補者になったとの通知を受けたが、仕事の関係で断ったと聞いている。本人は会社の経理を全てやっており、時間が拘束されると仕事に支障が出るということと自分の意見をはっきり言うタイプではなく、裁判という場に自分がいいのかという気持ちから、断ったと聞いている。

【委員長】

裁判所からの概要説明にあったとおり、裁判員にも様々なタイプの方がおり、発言してもらいやすいように工夫しているところではあるが、そもそも、そうした工夫をしているということが伝わっていないということだと思われる。工夫しているということを伝えていくということをひとつの課題としたい。引き続き、これまでの説明に対する感想や意見はあるか。

【委員】

裁判所からの概要説明を聞き、裁判所は、裁判員が充実した時間を過ごせるよう配慮していることがよく分かり、アンケート結果からも実際に裁判員が充実した時間を過ごしていることが分かる。ただ、このアンケートを見て思うのだが、最初の質問は「やりたいか、やりたくないか」という質問で、その後は「良かったか、悪かったか」という質問である。実際にやって良かったと思っても、もう一度やりたいかということになるとかなり違う評価をするのではないかと思う。「不安であった」という点については、解消されていないのではという感想を持った。

もう一点は、裁判員制度は司法制度改革の一環として誕生したわけだが、この10年で本当に「司法制度改革」というレベルに達しているのかという点が疑問として感じた。この制度ができてすぐに思ったのだが、ある判断を一審の裁判員裁判としたとしても、その後の裁判で、裁判員裁判で判断されたことがどれだけ最終的結論に影響を及ぼすのだろうか、一審の後は従来通りの司法判断がされているだけではないのか、であれば、改革にはつながっていないのではないかという疑問を感じている。

【委員長】

アンケートについては、確かに「良い経験であった」と答えたとしても、「もう一回やってもらえるか」と聞いたら、正直どうかと思うところはある。不安のいくつかは、制度に内包されているものであり、解消というのは難しいかもしれないが、少しでも和らげることはできないかという観点から、引き続き検討する必要があると思われる。

もう一点、改革と呼べるものになっているかという点については、現に裁判員裁判の死刑判決が上級審で覆るといったことがあり、この点の評価は分かれるところであろう。

【委員】

アンケートによると、裁判員を積極的にやってみたいという人は全体の11.1パーセントしかいないが、私自身はやってみたいという思いを持っている。4年前の秋に裁判員候補者になったという通知をもらったのだが、海外勤務の直前であったため辞退したことがあり、いまだに残念に思っている。一度名簿に載って辞退したら、その権利というのは消えてしまうのかということが気になっている。それから、先ほど概要説明があった公判前整理手続についてだが、裁判員が膨大な証拠や資料を読み込むのは負担であるから、ある程度整理して選んでいくのだと思うが、一方で、被害者や遺族からすると、どんな小さな証拠でも取り上げて、どんなに時間をかけてもいいからしっかり裁判をやってほしいという人もいると思う。簡潔にすればするほど、抜け落ちてしまう部分があると思われる。そのさじ加減、兼ね合いを決めているのがまさに公判前整理手続であり、法曹三者である程度フィルターをかけているのだと思うが、その持って行き方や試行錯誤している部分について話を聞きたい。

【説明担当者】

裁判員候補者名簿に登載されてからは、自分の事情で辞退した場合であっても、名簿からは外れず、別の事件の裁判員候補者に選ばれる可能性がある。ただし、選任手続のために裁判所に来庁し、くじで外れてしまったという場合には、名簿から外れることになる。また、辞退をしたとしても、翌年の名簿に登載される可能性はある。

公判前整理手続に関しては、裁判員制度が始まる前は、証拠を厳選しておらず、重複していたり関係のない証拠も裁判に出されていた。その中から本当に意味のある証拠を選び出すのは、専門家でなければ難しい作業であるし、また、情報というのは多ければ多いほど良いというものではなく、情報過多になると本当に大事なものが分からなくなるということが危惧され、なるべく絞るようにしているところである。他方で、当事者は、これは絶対譲れない証拠だという場合はそのように主張するので、裁判所と検察官と弁護人とのバランスの中で最終的にボリュームが落ち着いていくところである。裁判所としては、十分な証拠の範囲でやっているという自負があるが一方で、検察庁からは、遺体の写真などの刺激証拠もきちんと見て判断すべきではないかという意見があるのも事実である。最終的には、裁判員の方への影響などのバランスの中で、弊害がある部分と必要性がどこまであるのかという部分のバランスの中で決めることになる。判断する上で必要がない証拠は、なるべく見せないということやっており、判断するためにどうしても見せないといけない証拠は白黒にするなどして工夫してやっている。その意味では、本来見るべきではないかという意見がある証拠がそじょうに載っていないということもあるという言い方はできるかもしれない。

【委員】

事案の真相を明らかにするというのが刑事訴訟の目的であり、それは、事案の真相が

分からなければ適切な事実認定や量刑判断はできないという考え方からである。すると、裁判員は、刺激証拠についてもできる限り見るべきであるとの考えもあり得る。

また、被害者や御遺族としては、そういう証拠もしっかりと見て判断してほしいという意識もあると思われる。ある裁判所での裁判員裁判において、刃物を使った殺傷事件で刺した後の血が床等に散らばっている写真が証拠請求されたが、裁判所において、刺激証拠だからということで、血が落ちた部分に紙を張って分からなくするマスキングの処置をするよう指示されたことがあった。裁判当日になって、裁判員が、これでは分からないと意見し、結果、元の写真が採用されたということがあった。これは、「必要性の吟味」ということがきちんとなされていなかった例ではないかと思われる。立証する側としては、必要と考える証拠の採用を求めないわけにはいかず、その際、紋切り型の判断ではなくて、先ほど説明担当者が述べたように、必要性をしっかり吟味していく、その中で証拠を認定していくことが必要になってくると考える。

【委員】

先ほど説明を受けた中では、消極的な意見に対して、それを改めるためにどんな配慮をしてきたかという話を中心であったと思われる。その点も大事ではあるが、では、実際に体験してどうだったかということに対しては、「非常によい経験」「よい経験」と感じた人が90パーセント以上いるわけで、そこが大事なところで、何が良かったのか、どんなことを感じたのか、裁判員は実際に裁判員裁判を体験してどう思ったのか、といったところが意外と見えてこない。実はそこが最もアピールしていかないといけないところではないかなという気がしている。ただ、それには言える範囲と言えない範囲があると思う。なぜ私がそう思ったかという、ただ単に表面的なことではなく、裁判を審理することでそうした事件が起きた社会的背景が垣間見えてくる。そういうことを裁判員は経験したのではないかという気がする。今、日本が抱えている問題とかそういうものを一つの裁判を通して感じることはできたのではないかと、それが非常に良い経験に繋がったとおっしゃっている人がたくさんいると思う。そういった声をもっと私は知りたいし、それを伝えていく方法はないものだろうかと思う。裁判員になるのに心配する必要はないんだということを伝えるのも大事なことはあるが、次のステップに行くためには、裁判員になることの意味をもっともっと伝えていく時期に来ているのではないかと感じている。

【委員】

概要説明時に205号法廷に入った時に疑問に思ったのだが、傍聴席はかなり広いと感じたが、傍聴人でいっぱいになることはあるのか。また被害者の家族や遺族が傍聴に来ることもあるのか。

【説明担当者】

過去に無期懲役判決が出た事案で毎日抽選を行ったという記憶がある。被害者の家族等が傍聴に来ることは頻繁にある。

【委員】

なぜそんなことを聞いたかという、10年前に裁判員制度が発足したとき、地元のラジオで裁判員制度の案内をしており、その時に不安に思ったのが、逆恨みや報復をされるのではないかということが一番引っ掛かっていた。被害者の家族が、自分の思いとは逆の判決をされたときに、恨みを持たれるのではという不安を持っていたのだが、先ほどの説明担当者の話を聞いてその辺りの不安は少し消えたと思う。自分としては、裁判員をやってみたいと思っている。

【委員長】

今の御意見を聞いても、配慮はしているがまだ十分伝わっていないというか、伝え方が上手ではないということであると思う。刑事裁判に必然的に伴うものとして不安をゼロにはできないが、それを可能な限り軽減するための努力をしていかなければいけないと思う。

【委員】

子供を殺すなど胸の痛む事件がたくさんあるので、そうした事件から目を背けたいという気持ちもあるし、テレビや報道であれば見なければ済むのだが、もしも裁判員に選ばれたらその事件を真っ向から受けて裁判に臨まなくてはならないので、やはり覚悟が必要になると思う。覚悟をしたからには最後までやり遂げなければならないと思うのは、やはり日本を良くするためであり、そういう判断と向き合うことができる人を増やすという意味では、自分の中では裁判員制度は必要な制度だと思っている。それぞれがどういう状況でこういう事件に至ったのかということも知りたいとは思いますが、先ほど言ったように死体や現場の写真を見たら胸が痛いだろうなという思いもある。

事前に頂いた冊子の中に各国の刑事裁判制度が書いてあったが、日本だけ評決が多数決で決まるということにとっても引っ掛かった。裁判員として一生懸命考えて、他の皆さんと意見が違ったときに、私だけが死刑じゃないと言って皆さんが死刑だとか無期懲役だとなったときに、自分の胸の中にどういうしこりが残るのかなと思う。また、アメリカの裁判映画などを見ると、陪審員に向けて弁護士や検察官が話しかけたりアピールしたりということが多いのだが、日本の場合は淡々と裁判が流れて行っているように感じる。その2点について考えたときに、裁判員になるときはやはり覚悟が必要だなと思う。

【説明担当者】

法廷での検察官及び弁護人の活動だが、非常に裁判員を意識したものになっている。証拠調べの際にも、プレゼンテーション用ソフトのパワーポイントを利用して分かりやすく立証したり、話す際も専門用語を使わないようにしたり、ゆっくりと語りかけるような口調を意識したり訓練したりしており、意見を言う際にもそれぞれの立場から裁判員に語り掛けるなど、伝える努力をしている。

【委員】

概要説明にあった出前講義などは、積極的に希望してきた学校のみでやっているのか。また、希望校でやっているとして、年に1校ずつなのかもっともやっているのか。私の意見としては、一般の人向けに裁判員制度についてお知らせをすることも必要なことではある

が、やはり、高校生などこれからの時代を担う人たちのために、もっとアピールしたらいいのではないかと思っている。

【説明担当者】

裁判官が出張しての模擬裁判員裁判体験を含む出前講義は、支部での実施を計画しており、対象校に限られるため、その地域の高校に、こちらから声掛けをしている状況である。ただ、カリキュラムの関係で断られることも多い。模擬裁判員裁判体験を含まない、裁判員制度に関する出前講座については、対象を絞らず通年募集をしている。

【委員】

概要説明では、平成29年と平成30年の実施分の出前講義が紹介されたが、今後も、年に1校でも2校でも、このような裁判員制度を紹介する広報を実施していただきたいと思う。教育というのは非常に大事であり、こういう形できちんとやっているということを知ってもらいたいと思う。

【説明担当者】

先ほど概要説明で報告したほかに、今年度は、憲法週間行事として、6月12日に能美市の寺井高校において、7月12日には七尾市の七尾高校において、裁判官が赴いての模擬裁判員裁判を予定している。また秋の行事として、小松市の小松高校と、羽咋市の羽咋高校において、同じく模擬裁判員裁判を予定している。

【委員】

裁判員制度導入当初は、普通に刺激証拠などを取り上げていたが、最近は生の写真は出さずにイラストにするなど、裁判員に過剰な負担をかけないようにと、非常に気を遣っていることは間違いない。弁護士側も検察官側も裁判官側も、裁判員がよく分かるよう工夫している。何も知らない方でも、何も心配なく受けて構わないということをアピールして構わないのではないかと思う。

【委員】

暴力団が関係する事件が裁判員裁判となり、裁判員の安全面が危惧されたケースで、新聞紙上で見た話だが、裁判所が安全面について十分配慮し、裁判員としても最終的には不安はなかったという話があった。送り迎えについても配慮があり、そういった意味での怖さはなかったようだった。そうした怖さについて、どうアナウンスしたらいいのかということに関しては、ある意味、各地の話について情報を集めてみると、こういう点でのアナウンスに効果があるんだと分かってくるのではないかなと思う。そこは検討してもいいのかと思う。

先ほど他の委員から出た、裁判員のやりがいということについてだが、裁判員のやりがいについて、これまで自由記載欄としてもアンケートをとってこなかったのではないかと思う。その辺りもきちんとアンケートを取っていくことにより、やりがいの部分をしっかりと把握しておくことも重要なことだと今日改めて思わされた。

【委員】

裁判員になることの意味、やりがい、覚悟、というような積極的な意味合いについて、更にアピールしていく必要があると強く感じた。

【委員】

新聞社各社は、裁判員制度施行後の10年間をどう評価するのか、市民にとってどうだったのかということについて、色々な企画や連載をしており、当社でも「市民とともに」というタイトルで5月に3回の連載をした。どのようなタイトルにするのかということについては、何日間も侃々諤々の話し合いをして決めるものであるが、今回も色々案がある中で「市民とともに」というタイトルとなった。この10年間は、裁判所にとっては、これまではプロに委ねられていたのを、市民とともに裁判をするという試行錯誤の10年間であり、その点が劇的に変わったと考えたからである。一方で、裁判員裁判が始まる前はかなり裁判所で積み上げられてきた判例や量刑があり、それを含めての10年間であるので、まだまだそういう意味では「市民とともに」というのは道半ばなのかなとも思っている。これからは、さらに大事な10年になるのではないかと思っている。

【委員】

逆恨みされる危険があるのではないかという発言があったが、裁判員が逆恨みされることはまずない。裁判官含め9人いる内の1人が狙われることはまずないということもあるし、何より逆恨みというのは、距離の近い人に向けられるものである。その意味では弁護人が逆恨みの対象になるおそれはあるかもしれないが、裁判員にはそのような心配はまずないと言ってよい。

【委員長】

様々な視点で委員の方々から経験を交えて貴重な御意見をいただいた。今後の検討の参考にさせていただく。